

令和 2 年国勢調査結果を反映した過疎地域持続的発展計画の改訂について

1 要旨

令和 2 年国勢調査結果に基づき、令和 4 年 4 月 1 日付けで、過疎地域として新たに呉市旧安浦町及び廿日市市旧佐伯町が追加公示されたことに伴い、5 月 19 日付けで過疎地域持続的発展方針（以下、「発展方針」という。）を改訂した。

改訂後の発展方針に基づき、過疎地域持続的発展計画（以下、「県計画」という。）を別冊のとおり改訂する。

2 現状・背景

令和 3 年 8 月 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき発展方針を策定

令和 3 年 10 月 発展方針に基づき県計画を策定

令和 4 年 4 月 旧安浦町及び旧佐伯町が過疎地域として追加公示

令和 4 年 5 月 発展方針を改訂

3 計画の概要

(1) 主な変更点

- 追加公示地域に係る道路整備等施工箇所の追記
- 中山間地域振興計画のうち令和 4 年度新規事業の追記
 - ・ 元気さとやま応援プロジェクト
 - ・ 食のイノベーション推進事業
 - ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
 - ・ 瀬戸内地魚のブランド化推進事業

(2) 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第 9 条第 4 項及び第 43 条第 1 項

4 今後のスケジュール

改訂後の県計画を、本日付けで公表する。